

愛西市規則第19号

愛西市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市企業立地促進条例(令和3年愛西市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1号に基づく工業系の地区計画が定められた区域とする。

(事業の範囲)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類E—製造業に属するもの
- (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第1号に規定する流通業務に属するもの

(交付申請)

第4条 条例第7条第1項の規定による申請をしようとする企業は、条例第3条に規定する奨励金の交付を受ける日の属する年度に、奨励金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第7条第2項の規定により奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第5条 前条第2項の通知を受けた企業は、速やかに奨励金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(届出)

第6条 条例第7条第2項の決定通知を受けた企業(以下「交付決定企業」という。)は、条例第8条各号に規定する事由に応じ、当該事由の発生後、

速やかに交付申請記載事項変更届（様式第4号）又は事業縮小・休止・廃止届（様式第5号）を提出しなければならない。

（地位の承継）

第7条 条例第10条の規定により交付決定企業の地位を承継しようとする者は、速やかに承継承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果を承継承認・不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、条例第11条の規定により交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第11条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令書（様式第9号）により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた企業は、市長が定める期限までに奨励金を返還しなければならない。

4 前項の場合において、企業が期限までに奨励金を返還できなかったときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じその未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息及び奨励金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（財産処分の制限）

第9条 立地促進奨励金の交付を受けた企業は、交付対象となった固定資産（事業所の操業を開始した日から10年を経過した家屋及び5年を経過した償却資産を除く。）を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。ただし、財産処分承認申請書（様式第10号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、立地促進奨励金の交付対象となった固定資産の処分の可否を決定したときは、財産処分承認・不承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。